電気工学科同窓会申し合せ事項

初版作成　昭和 59 年 1 月 2 日
最終改定　平成 24 年 10 月 28 日

この申し合わせ事項は、電気情報工学科同窓会正式発足　時（昭和 59 年 1 月 2 日）に会則の補足事項として作成され、「電苑 17 号」に掲載された。平成 24 年 10 月 28 日の役員会において見直しを行ない、改定した。

〇「電苑」について
・「電苑」は、同窓会の機関誌として毎年発行する。なお、Web化などの発行形態も検討する。
・「電苑」原稿（近況報告・広告を含む）は、各期クラス会にて取りまとめ、岐阜高専内事務局長へ提出する。
・「広告」は、当分の間無料掲載するが、折りをみて有償とする。

〇会議について
・毎年高専祭時期に役員会と総会を開催する。
・役員会出席者は、会則第 8 条・第 9 条・第 10 条の役員および会長が認めた者とする。
・総会出席者は、会則 6 条の会員および会長が認めた者（在学 5 年生など）とする。
・役員会当日までに、「電苑」原稿（住所録を含む）を準備し、持参する。

〇会費について
・100%の会費払込みを目標とする。
・会費は、主に「電苑」発行の費用、事務局経費とする。

〇会員名簿について
・会員名簿は、事務局長が管理する。
・会員名簿の会員への配布・公開方法は、役員会で決定する。ただし、記載事項については、会員本人の意向を重視する。
・各期クラス幹事は、各クラス会員の名簿記載事項の更新に努め、更新があった場合は事務局長に通知する。
・クラス理事（クラス幹事代表）には若鮎会による5年毎の全学科卒業生名簿更新確認時には、名簿確認等の通信費として 4,000 円/年を支払う。（2012年度が点検年である。）

以上